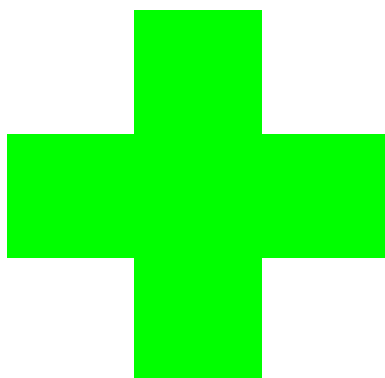


# 労務安全関係協力会社提出書類



協力会社名

○建設株式会社

作業所名

Mビル新築工事



## 安全衛生に関する協力会社提出書類基準

下記基準は **鈴縫工業株式会社** が安衛法第29条及び第30条に基づく統括安全衛生管理並びに指導に必要なため、関係請負人についての提出を定めたものです。

様式番号	提出書類	1次業者	後次業者	提出期限
様式1号	安全衛生管理に関する誓約書	○		工事着工前
様式2号	下請労務安全状況調査表	○	○	〃
様式3号	再下請負通知書(変更届)	○	○	〃
様式4号	下請負業者編成表	○		〃
様式5号	作業員名簿(社会保険加入含)	○	○	工事着工前 (その都度)
様式6号	事業主・一人親方等就労届	△	△	〃
様式7号	外国人労働者入場届	△	△	〃
様式8号	外国人建設就労者現場入場届出書	△	△	〃
様式9号	有資格者・免許・終了証台帳	○	○	〃
様式10号	移動式クレーン・車両系建設機械使用届	△	△	その都度
様式11号	持込機械等(電動工具・電気溶接機等)使用届	△	△	〃
様式12号	車両乗り入れに関する誓約書	○	○	工事着工前 (その都度)
様式13号	工事・通勤用車両届	○	○	〃
様式14号	有機溶剤・特定化学物質等持込使用届	△	△	その都度
様式15号	火気使用願	△	△	〃
様式16号	安全衛生管理計画書	○		工事着工前
様式17号	工事安全衛生計画書	○		〃
様式18号	新規入場者アンケート・誓約書	○	○	その都度
様式19号	年少者及び高齢者就労報告書	△	△	工事着工前 (その都度)
様式20号	年少者就労届及び承諾書	△	△	その都度

注1) ○: 必須 △: 必要に応じて

注2) 1次業者とは **鈴縫工業** と下請負工事契約を締結した業者をいう。

注3) 後次業者とは 2次以降の業者をいう。

注4) 1次業者が後次業者分もとりまとめて提出する。

注5) 工事着工前日までに必須の書類をまとめて提出し、自社の控えとその他の書類は保管し、必要に応じてその都度提出する。

注6) 変更や追加がある場合はその都度提出する。

注7) 各書類を綴る際、まず一次業者分をまとめ、次に後次業者の順にまとめる。

### ※施工体制台帳作成にあたり、合わせて提出いただく書類

- ・再下請負人との契約書の写し  
(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)
- ・建設業許可証の写し
- ・下請負人の主任技術者が資格を有することを証する書面
- ・下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し

非 提 出 文 書

一次下請負業者のみ提出する。

現場乗り込み日以前の日付とする。

# 安全衛生管理に関する誓約書

〇〇 年 〇 月 〇〇 日

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

鈴縫工業株式会社	Mビル新築工事	作業所
所 長	夏川 二郎	殿
弊社担当 工事の種目	型枠工事	

貴社発注の上記工事の施工にあたり、弊社は、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令（建設工事関係法令、公害防止関係法令を含む。）に定められた事業主としての一切の義務を履行するとともに、貴社の諸規則及び係員の指示に従い、上記工事の全工期無災害を達成するために安全管理を徹底し、労働災害、公衆災害の防止について、とくに下記項目を遵守することを誓約いたします。

会 社 名	〇建設株式会社
代 表 者 名	大山 一郎
安全衛生責任者 (現場責任者名)	中島 明 

職長・安全衛生責任者教育を受け、現場に常駐する者の中から選任する。再下請負通知書・下請負業者編成表等に記載する安全衛生責任者と同じ者とする。

## 記

### (安全衛生責任者の選任と常駐)

- 上記の安全衛生責任者を選任し、その旨文書をもって届け出るとともに、安全に関する措置を施す権限を与え、現場に常駐させます。(安衛法16条・安衛則19条)

### (協議組織等への参加)

- 貴社作業所の行う安全協議会、安全集会、その他安全に関する行事には、必ず安全衛生責任者を参加させ、その趣旨の徹底を図ります。(安衛法32条、安衛則635条2項)

### (連絡及び調整)

- 統括安全衛生責任者との連絡及び調整、ならびに統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡及び調整を確立して行います。(安衛法32条)

### (就業制限に関する措置)

- (1)労働安全衛生法その他関係法令で定める免許、資格、技能講習を必要とする業務には、資格者以外は就業させません。(安衛法61条1項)  
(2)前号の業務に労働者を就業させる場合には、その資格を証する書面の写しを添えて届け、これに係る免許証その他、その資格を証する書面を必ず携帯させます。(労働法61条3項)

### (作業指揮者・監視人(誘導者を含む)の指名)

- 法で定める作業指揮者・監視人(誘導者を含む)を指名して作業を行なわせなければならない場合は、その者を指名し、かつ報告します。(安衛則・クレーン則・酸欠則に多数あり)

### (安全衛生教育)

- (1)労働者を雇い入れたとき、もしくはその作業内容を変更したときは、所定の安全衛生教育を行います。(安衛法59条1項、2項)  
(2)危険有害な業務につかせるときは、所定の安全衛生に関する特別教育を行います。(安衛法59条3項、安衛則36条・安全衛生特別教育規程)  
(3)新たに職務につくことになった職長、その他労働者を直接指導または監督する者に対し、所定の安全教育を行います。(安衛法60条・安衛則40条)  
(4)工程に従い、K. Y. ミーティング等により安全衛生教育を行います。  
(5)貴社作業所の行う安全衛生教育には、積極的に労働者を参加させます。

### (是正・報告改善)

- (1)貴社の行う安全パトロール及び作業所の統括安全衛生責任者もしくは安全担当者が行う巡視に対しては積極的に協力するとともに、是正を指示された事項については速やかに是正のうえ報告いたします。(安衛法32条、安衛則637条2項)  
(2)施設、設備などに不安全な個所を発見したとき、また危険発生のおそれあるときは、速やかに

貴社安全担当者に申し出て、その改善に協力します。(安衛法32条2項・安衛則663条)

### (機械等の定期自主検査と点検)

- (1)一定の機械等については、定期自主検査(年1回・月1回)と作業開始前の安全点検を確実にを行います。検査結果は記録し3年間保存します。(安衛法45条、一定の機械等は安衛令15条による)  
(2)法でうたわれている機械等については資格を持った者に特定自主検査を受けさせます。(安衛法45条、安衛則169条の2)  
(3)前号以外の機械等についても、使用前に安全点検を行い、常に安全な状態のもので使用します。  
(4)前各号の機械等(リース機械等を含む。)の持込みについては、事前に許可を受けます。

### (保護帽の着用)

- 弊社の労働者が、貴社工事現場に立入る際は、全員に保護帽を完全着用させます。(安衛法21条安衛則366条、389条、412条、425条、539条)

### (墜落災害の防止)

- 墜落の危険がある作業を行う場合は、所定の安全措置を講じた後、これを確認し、労働者には必ず安全帯を使用させます。(安衛法21条2項、安衛則9章1節……墜落等による危険の防止)

### (車輛系建設機械による災害の防止)

- (1)車輛系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者の配置、制限速度の設定等、所定の安全措置を講じた後これを確認し更に使用上の注意事項を厳守させます。(安衛法20条、安衛則2章1節……車輛系建設機械)  
(2)運転休止のため、運転者が該機から離れる場合は、運転者の責任でキイを取りはずし保管させます。

### (統一運転合図の遵守)

- クレーン等を使用する作業については、貴社が統一した運転の合図(クレーン等の標準合図法)を関係者に周知し、必ず合図員の合図に従い作業を行うよう徹底させます。(安衛法32条、安衛則639条2項)

### (車輛の整備・免許保持者の就業)

- 貨物自動車、マイクロバス等の車輛を使用する場合には、その旨届け出るとともに、車輛の整備状況と運転免許証(更に任意保険加入等)を確認した後でなければ就業させません。(道交法62条……整備不良車輛の運転禁止、道交法75条……車輛の運行を管理する者の義務)

### (火災予防・事業主等の明示)

- 作業場内及び労務宿舍の火災予防については、規則を守り、必要に応じ火元責任者を選任して届け出るとともに労務宿舍には、事業主・寄宿舎の管理について権限を有する者の名称・氏名を出入口等見やすい個所に掲示します。(消防法・建設業寄宿舎規程3条)

### (災害発生時の措置)

- 災害が発生したときは直ちに応急措置を講ずるとともに、貴社現場責任者に通報してその指示に従います。

### (労働者に対する遵守義務の徹底)

- 使用労働者の把握を確実にし、本契約の項目はもとよりその他労働者としての遵守義務事項を全員に徹底させます。(安衛法27条、安衛則29条1項ほか多数あり、安衛法101条……法令周知義務)

### (補償・賠償の責務)

- 弊社の故意又は過失によって災害が発生したとき、または貴社もしくは第三者の生命、財産、施設等に損害を与えたときは、労働基準法に基づく災害補償ならびに民法に基づく損害賠償の各責任を負い貴社に対し、一切ご迷惑をおかけしません。(労基法75条～88条(災害補償)、民法415条(債務不履行—安全配慮業務不履行)、709条以下(不法行為))、717(工作物の疵し)

### (賃金不払い等の防止)

- 賃金管理を適正に行い、賃金不払い等の行為は絶対にしません。万一、下請等当社の系列下で賃金不払いが発生した場合は、遅滞なく、貴社に報告するとともに立替払、その他当社の責任において解決いたします。

### (不法就労者の排除、外国人労働者入場時の届出)

- 外国人の不法就労者は使用いたしません。合法的に就労できる外国人については、事前に届け出て承諾を得たうえで入場させます。

### (再下請負人に対する指導)

- 再下請負人の使用について貴社の承諾を得た場合、当該再下請負人に対しては、この誓約書に定められたすべての事項を遵守させます。

### (異議の申立)

- 誓約事項に違反した場合は、いかなる処置を受けても、異議の申立などいたしません。

関係する全ての協力会社について作成し提出する。

# 下請労務安全状況調査表

元請の工事名及び現場代理人名を記入する。

Mビル新築工事 作業所  
夏川 二郎 殿

〇〇年 〇月 〇〇日

(報告者)第一次下請

報告は全て一次の会社が行う。

所在地 東京都港区芝浦北5-X-X

会社名 ○建設株式会社

代表者氏名 大山 一郎 (印)

調査対象の会社名を記入する。一次から二次、三次等、後次の業者全てを対象とし、それぞれ提出する。

調査対象会社名
○建設株式会社

募 集	主たる募集方法	1. 職業安定所	2. 縁 故	3. その他	
	主たる募集地	秋田県、福島県			
雇 入	労働条件の明示	1. 雇入通知書	2. 労働契約書	3. 口頭その他	
	労働者名簿	1. 有 (設置場所 イ. 本支店 ロ. 現場)	2. 無		
就 業	就業規則の制定	1. 有 (〇〇年〇月〇日労基署届出済)	2. 無		
	就 労 の 把 握	1. 作業日報	2. その他 ( )		
賃 金	賃 金 台 帳	1. 有 (設置場所 イ. 本支店 ロ. 現場)			
	締 切 ・ 支 払 日	締切日毎月 末 日	支払日 10 日		
	支 払 の 方 法	1. 作業員に直接払い	2. 職長等に一括払い		
	過去における賃金不払	1. 有	2. 無		
健 康 診 断	雇 入 時 健 康 診 断	1. 実 施	2. 未実施		
	定 期 健 康 診 断	1. 実 施 ( 〇〇年〇月〇日 )	2. 未実施		
	特 殊 健 康 診 断	種 類 1. じん肺 2. 高圧室内業務 3. 有機溶剤業務 4. その他 5. 非該当			
社 会 保 険 等	雇 用 保 険	1. 加 入 ( 30 人 )	2. 未加入		
	健 康 保 険	1. 加 入 { 種類(イ. 土健国保 ロ. 政府管掌 ハ. その他) 人数( 30 人 )	2. 未加入		
	厚 生 年 金 保 険	1. 加 入 ( 30 人 )	2. 未加入		
	労 災 保 険	本 件 工 事	1. 鈴縫にて加入	2. 第一次下請にて加入	
		本 件 工 事 以 外 の 単 独 加 入	事 務 所	1. 加 入	2. 未加入
			倉 庫	1. 加 入	2. 未加入
建 退 共	加 工 場	1. 加 入	2. 未加入	3. 非該当	
建 退 共		1. 加 入 ( 〇〇 人 )	2. 未加入		

該当項目に○印を付ける。また、日付、人数等を記入する。

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

労 災 害	過去5年間における業務上の重大災害	死 亡 1. 有 ( 人 )	2. 無 ( 人 )				
		障害1~3級 1. 有 ( 人 )	2. 無 ( 人 )				
安 全 衛 生 教 育	雇入時・作業内容変更時の教育		特別教育	職長教育			
	実施時期	1. その都度 2. 一定期間ごと ( 回 )	1. 元請の講習に参加	1. 元請の講習に参加			
	教 材 ( 該当欄に○印を入れてください )	鈴 縫 の も の	「安全のしおり」 又はテキスト	2. 建災防等他の団体の講習に参加	2. 建災防等他の団体の講習に参加		
		自 社 独 自 の も の	映画・スライド 紙芝居等			3. 自社独自に実施。この場合過去に実施した種類	3. 自社独自に実施
		市 販 の も の					
そ の 他							
実施場所	1. 本支店	2. 現 場	( )				

当現場の従業員を被保険者とする労災上積み保険 (保険証書の写しを添付すること)

	1. 加 入 ( 下記の通り )	2. 未加入
保 險 会 社 名 称	損保ジャパン日本興亜(株)	
対 象 被 保 険 者	1. 全員加入	2. 限定加入
保 險 金 ( 死亡時 )	1,000 万円	

死亡時補償1,000万円以上の上積保険加入が当社の発注条件となっている。また、対象被保険者は現場に入場する全作業員(二次以降の作業員を含む)とする。

該当項目に○印を付ける。また、金額、人数等を記入する。

当現場の従業員にかかる寄宿舎

有 無	1. 有 (イ. 自社所有 ロ. 鈴縫からの貸与 ハ. その他の借上)	2. 無	
自 社 所 有	寄 宿 舎 設 置 届	1. 有 ( 〇〇年〇月〇日労働署提出 )	2. 無
	所 在 地		収 容 可 能 人 数 15 人
鈴 縫 貸 与	貸 借 契 約 書	1. 有 (イ. 有償 ロ. 無償)	2. 無
	所 在 地		人
そ の 他 借 上	所 在 地		人
寄 宿 舎 規 則 の 制 定		1. 有 ( 〇 年 〇 月 〇 日 労働署提出 )	2. 無

鈴縫のチェック及び指導	(氏 名) 夏川 二郎 (印)
二次以降の業者についても、業者が決まり次第、調査表を作成し、報告すること。	

鈴縫記入欄：元請からの指導事項。

1. 本調査は関係下請ごとに作成し、一次業者が責任をもって報告すること。
2. 一次業者がとりまとめ、元請に提出すること。

**【一次下請負業者】**

再下請負通知書(変更届)

〇〇年 〇月 〇日

① 下請負契約を締結した直近上位の会社名を記載する。  
一次下請→元請業者名  
二次下請→一次下請業者名  
三次下請→二次下請業者名

② 直近上位の業者の現場代理人名を記載する。

③ 元請業者名を記載する。

④ 報告業者の自社の住所、電話番号、会社名及び代表者名を記載する。

⑤ 元請負工事名称に「に係る」を付けて報告業者が施工する工事内容(工種)を記載する。

⑥ 下請負契約に係る工期を記載する。契約日は下請負契約日を記載する。

⑦ 報告業者が取得している許可業種のうち、⑤の工事に必要な許可業種、許可番号及び許可年月日を記載する。

⑧ 監督員とは注文者の代理として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督する者をいう。

⑨ 下請負業者が再下請負業者と締結した下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出方法を記載する。

⑩ 現場代理人とは受注者の代理として、工事現場の運営・取締りを行う者。原則、常駐。

⑪ 下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出方法を記載する。

⑫ 主任技術者は、施工の技術上の管理をつかさどる者で、建設業法の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名および資格を記載する。  
請負金額が3,500万円以上の場合「専任」に○印する。専任とは他の現場との兼務が認められず当該現場に常駐すること。

⑬ 職長・安全衛生責任者教育を受けた者で、現場に常駐し、統括安全衛生責任者との連絡調整等をする者。現場代理人・主任技術者と兼務してもよい。

⑭ 事業所の安全衛生担当者。常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所では安全衛生推進者を選任する義務がある。

⑮ 建設雇用改善法に基づき選任される者。1.労働者の募集・雇入れ・配置2.労働者の技能の向上3.労働者の職業生活上の環境整備を管理する。

⑯ ⑤の工事に付帯する別の専門工事を自ら施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者が専門技術者として選任する。例えば、大工工事のみの許可を受けている業者が付帯する足場組立を行う場合、資格内容は主任技術者と同じ。

⑰ ⑭ 登録基幹技能者  
国土交通大臣登録機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者。熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに現場をまわめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者。

再下請業者が決まり次第、すみやかに報告する。

① 下請業者の会社名、② 代表者名、③ 住所・電話番号を記載する。

④ 再下請業者と契約した工事名称・工事内容、⑤ 契約工期・再下請契約締結日を記載する。

⑥ 再下請業者が取得している許可業種のうち④の工事に必要な業種・許可番号・許可年月日を記載する。

⑦～⑬は左記の⑧～⑯を参照。

**【二次下請負業者】**

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名・事業者ID	① 株式会社 Y 工務店	代表者名	② 山田 二郎
住所電話番号	〒 101-XXXX ③ 東京都千代田区神田X-X	(TEL 03-0341-XXXX)	
工事名称及び工事内容	④ Mビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠工事		
工期	⑤ 自 〇〇年 〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇月 〇〇日	契約日	⑤ 〇〇年 〇月 〇〇日
建設業の許可	⑥ 施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大工 工事業	大臣 特定知事 一般 XX 第 XXXX 号	〇〇年 〇月 〇〇日
健康保険等の加入状況	⑬ 健康保険の有無	加入 未加入 適応除外	厚生年金の有無
	加入 未加入 適応除外	加入 未加入 適応除外	加入 未加入 適応除外
現場代理人名	⑦ 間島 健児	安全衛生責任者名	⑩ 間島 健児
	権限及び意見申出方法	⑧ ・下請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による	安全衛生推進者名
※主任技術者名	⑨ 専任 間島 健児	雇用管理責任者名	⑫ 総務部長 青木 正男
	資格内容	⑨ 建設業法「技術検定」又は10年以上の実務経験等	※専門技術者名
※登録基幹技能者名・種類	⑭	資格内容	⑬
⑰ 一号特定技能外国人の従事状況(有無)	⑱ 有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
		外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理番号及び事務所番号を雇用保険欄には、労働保険番号を、継続一括認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号を記載する。  
なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- ※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
  - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
  - 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
  - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
    - ①経験年数による場合
 

1) 大学卒[指定学科] (短大・高専卒業者を含む。)	3年以上の実務経験
2) 高校卒[指定学科]	5年以上の実務経験
3) その他	10年以上の実務経験
    - ②資格等による場合
      - 1) 建設業法「技術検定」
      - 2) 建築士法「建築士試験」
      - 3) 技術士法「技術士試験」
      - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
      - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
      - 6) 消防法「消防設備士試験」
      - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

鈴縫工業(株) 様式第3号

## 【二次下請負業者】

### 再下請負通知書(変更届)

〇〇年 〇月 〇日

直近上位の注文者名 ① **〇建設株式会社** 【報告下請負業者】

現場代理人名(所長名) ② **大沢 常男** 殿 住所 〒101-XXXX 東京都千代田区神田X-X

元請名称・事業者ID ③ **鈴縫工業株式会社** 会社名 **〇建設株式会社**  
 代表者名 **大山 一郎** (印)

TEL ④ **03-0341-XXXX** FAX **03-0341-XXXX**

代表印

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容 ⑤ **Mビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠工事**

工期 ⑥ 自 〇〇年 〇月 〇〇日 注文者との契約日 〇〇年 〇月 〇〇日

建設業の許可 ⑦	施工に必要な許可業種	大工	工業業	大臣 特定 知事 一般	XX 第 XXXX 号	〇〇年 〇月 〇〇日
	許可番号	第 号	年 月 日			

健康保険等の加入状況 ⑧	加入の有無	加入	未加入	適応除外	加入	未加入	適応除外	加入	未加入	適応除外
	事業所整理記号等	株式会社Y工務店		〇×健康保険組合 XX-XXXX	厚生年金保険 XX-XXXX-XXXX	雇用保険 XXXXX-XXXXXX-XXX				

監督員名 ⑧ **間島 健児**

権限及び意見申出方法 ⑨ **下請負契約書第〇条記載のとおり 文書による**

現場代理人名 ⑩ **間島 健児**

権限及び意見申出方法 ⑪ **下請負契約書第〇条記載のとおり 文書による**

※主任技術者名 ⑫ **専任 間島 健児**

資格内容 ⑬ **その他 10年以上の実務経験**

一号特定技能外国人の従事状況(有無) ⑭	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
----------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

①下請負契約を締結した直近上位の会社名を記載する。  
 一次下請→元請業者名  
 二次下請→一次下請業者名  
 三次下請→二次下請業者名

②直近上位の業者の現場代理人名を記載する。

③元請業者名を記載する。

⑤元請負工事名称に「に係る」を付して報告業者が施工する工事内容(工種)を記載する。

⑥下請負契約に係る工期を記載する。契約日は下請負契約日を記載する。

⑦報告業者が取得している許可業種のうち、⑤の工事に必要な許可業種、許可番号及び許可年月日を記載する。

⑧監督員とは注文者の代理として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督する者をいう。

⑨下請負業者が再下請負業者と締結した下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出方法を記載する。

⑩現場代理人とは受注者の代理として、工事現場の運営・取締りを行う者。原則、常駐。

⑪下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出方法を記載する。

⑫主任技術者は、施工の技術上の管理をつかさどる者で、建設業法の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名および資格を記載する。  
 請負金額が3,500万円以上の場合には「専任」に○印する。専任とは他の現場との兼務が認められず当該現場に常駐すること。

④報告業者の自社の住所、電話番号、会社名及び代表者名を記載する。

再下請業者が決まり次第、すみやかに報告する。

①再下請業者の会社名、②代表者名、③住所・電話番号を記載する。

④再下請業者と契約した工事名称・工事内容、⑤契約工期・再下請契約締結日を記載する。

⑥再下請業者が取得している許可業種のうち④の工事に必要な業種・許可番号・許可年月日を記載する。

⑦～⑬は左記の⑧～⑬を参照。

⑬職長・安全衛生責任者教育を受けた者で、現場に常駐し、統括安全衛生責任者との連絡調整等をする者。現場代理人・主任技術者と兼務してもよい。

⑭事業所の安全衛生担当者。常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所では安全衛生推進者を選任する義務がある。

⑮建設雇用改善法に基づき選任される者。1.労働者の募集・雇入れ・配置2.労働者の技能の向上3.労働者の職業生活上の環境整備

⑯⑤の工事に付帯する別の専門工事を自ら施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任する。例えば、大工工事のみの許可を受けている業者が付帯する足場組立を行う場合。資格内容は主任技術者と同じ。

⑰⑱ 登録基幹技能者  
 国土交通大臣登録機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者。熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者。

## 【三次下請負業者】

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	① <b>Z 組</b>	代表者名	② <b>山下 三郎</b>
住所 電話番号	〒101-XXXX 東京都中央区八丁堀X-X (TEL 03-3533-XXXX)		
工事名称及び工事内容	④ <b>Mビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠解体工事</b>		
工期	⑤ 自 〇〇年 〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇月 〇〇日	契約日	⑤ 〇〇年 〇月 〇〇日
建設業の許可 ⑥	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
健康保険等の加入状況 ⑬	加入の有無	加入	未加入
	事業所整理記号等	Z組	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
現場代理人名 ⑦	<b>山下 良男</b>		
権限及び意見申出方法 ⑧	下請負契約書第〇条記載のとおり 文書による		
※主任技術者名 ⑨	専任 山下 良男		
資格内容 ⑩	建設業法「技術検定」又は10年以上の実務経験等		
※登録基幹技能者名・種類 ⑭	⑭		
一号特定技能外国人の従事状況(有無) ⑮	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)
			有
			有

係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業一括認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号を記載する。  
 なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- ※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
  - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
  - 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
  - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
    - ①経験年数による場合
 

1) 大学卒[指定学科]	3年以上の実務経験
(短大・高専卒業者を含む。)	
2) 高校卒[指定学科]	5年以上の実務経験
3) その他	10年以上の実務経験
    - ②資格等による場合
      - 1) 建設業法「技術検定」
      - 2) 建築士法「建築士試験」
      - 3) 技術士法「技術士試験」
      - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
      - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
      - 6) 消防法「消防設備士試験」
      - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

**【三次下請負業者】**

**再下請負通知書(変更届)**

〇〇年 〇月 〇日

鈴縫工業(株) 様式第3号

① 株式会社 Y工務店

② 間島 健児 殿

③ 鈴縫工業株式会社

④ 建設株式会社

⑤ Mビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠解体工事

⑥ 〇〇年 〇月 〇日

⑦ 〇〇年 〇月 〇日

⑧ 山下良男

⑨ 山下良男

⑩ 山下良男

⑪ 山下良男

⑫ 山下良男

⑬ 山下良男

⑭ 山下良男

⑮ 山下良男

⑯ 山下良男

⑰ 山下良男

⑱ 山下良男

⑲ 〇

⑳ 〇

㉑ 〇

㉒ 〇

㉓ 〇

㉔ 〇

㉕ 〇

㉖ 〇

㉗ 〇

㉘ 〇

㉙ 〇

㉚ 〇

㉛ 〇

㉜ 〇

㉝ 〇

㉞ 〇

㉟ 〇

㊱ 〇

㊲ 〇

㊳ 〇

㊴ 〇

㊵ 〇

㊶ 〇

㊷ 〇

㊸ 〇

㊹ 〇

㊺ 〇

㊻ 〇

㊼ 〇

㊽ 〇

㊾ 〇

㊿ 〇

①下請負契約を締結した直近上位の会社名を記載する。一次下請→元請業者名 二次下請→一次下請業者名 三次下請→二次下請業者名

②直近上位の業者の現場代理人名を記載する。

③元請業者名を記載する。

⑤元請負工事名称に「に係る」を付して報告業者が施工する工事内容(工種)を記載する。

⑥下請負契約に係る工期を記載する。契約日は下請負契約日を記載する。

⑦報告業者が取得している許可業種のうち、⑤の工事に必要な許可業種、許可番号及び許可年月日を記載する。

⑧監督員とは注文者の代理として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督する者をいう。

⑨下請負業者が再下請負業者と締結した下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出方法を記載する。

⑩現場代理人とは受注者の代理として、工事現場の運営・取締りを行う者。原則、常駐。

⑪下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出方法を記載する。

⑫主任技術者は、施工の技術上の管理をつかさどる者で、建設業法の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名および資格を記載する。請負金額が3,500万円以上の場合は「専任」に○印する。専任とは他の現場との兼務が認められず当現場に常駐すること。

再下請業者が決まり次第、すみやかに報告する。

④報告業者の自社の住所、電話番号、会社名及び代表者名を記載する。

代表印

⑬職長・安全衛生責任者教育を受けた者で、現場に常駐し、統括安全衛生責任者との連絡調整等をする者。現場代理人・主任技術者と兼務してもよい。

⑭事業所の安全衛生担当者。常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所では安全衛生推進者を選任する義務がある。

⑮建設雇用改善法に基づき選任される者。1.労働者の募集・雇入れ・配置2.労働者の技能の向上3.労働者の職業生活上の環境整備を管

⑯⑰ ⑤の工事に付帯する別の専門工事を自ら施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任する。例えば、大工工事のみの許可を受けている業者が付帯する足場組立を行う場合。資格内容は主任技術者と同じ。

⑰ ⑭ 登録基幹技能者 国土交通大臣登録機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者。熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者。

(記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は、《再下請負関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(公共工事)請負代金額の記載は不要)の写し全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約》をコピーして使用する。①請負契約書、(注文書・請書等) ②請負契約約款
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届けること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」、適用を受けない場合は「無」を○で囲む。行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従前規模等により各保険の適用が除外される場合は、「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には請

**【四次下請負業者】**

※施工体制が三次で終わる場合、左頁まで作成し再下請の部分に斜線をひく。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	①	代表者名	②		
住所電話番号	〒 (TEL )				
工事名称及び工事内容	④				
工期	⑤ 自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	⑤ 年 月 日		
建設業の許可	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪ ⑫	⑬ ⑭ ⑮		
	⑯ ⑰ ⑱	⑲ ⑳	㉑ ㉒		
健康保険等の加入状況	㉓ ㉔ ㉕ ㉖	㉗ ㉘ ㉙ ㉚	㉛ ㉜ ㉝ ㉞		
	㉟ ㊱ ㊲ ㊳	㊴ ㊵ ㊶ ㊷	㊸ ㊹ ㊺ ㊻		
現場代理人名	⑦		安全衛生責任者名	⑩	
権限及び意見申出方法	⑧		安全衛生推進者名	⑪	
※主任技術者名	⑨ 専任 非専任		雇用管理責任者名	⑫	
資格内容	⑨		※専門技術者名	⑬	
※登録基幹技能者名・種類	⑭		資格内容	⑬	
担当工事内容	⑬				
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	⑰ 有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理番号及び事務所番号を雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業一括認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号を記載する。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
  - 経験年数による場合
 

1) 大学卒[指定学科]	3年以上の実務経験
(短大・高専卒業者を含む。)	
2) 高校卒[指定学科]	5年以上の実務経験
3) その他	10年以上の実務経験
  - 資格等による場合
    - 建設業法「技術検定」
    - 建築士法「建築士試験」
    - 技術士法「技術士試験」
    - 電気工事士法「電気工事士試験」
    - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
    - 消防法「消防設備士試験」
    - 職業能力開発促進法「技能検定」

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

## 下請負業者編成表

(一次下請負業者=作成下請負業者)

〇〇年〇月〇〇日

型 枠	会 社 名	〇建設(株)
	代 表 者 名	大山 一郎
	建設業許可番号	東京都-特-29第5000
	安全衛生責任者	中島 明
	主任技術者	中島 明
	専 門 技 術 者	
工 事	担当工事内容	
	特定専門工事の有無	有・無
	登録基幹技能者	
工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	

※一次下請負業者は、二次以下の会社名等を記入し、契約の流れを実線で明確に示す。

型 枠 その 1	(二次下請負業者)		(二次下請負業者)		(二次下請負業者)			
	会 社 名	(株)Y工務店	会 社 名		会 社 名			
	代 表 者 名	山田 二郎	代 表 者 名		代 表 者 名			
	建設業許可番号	東京都-般-29第2351	建設業許可番号		建設業許可番号			
	安全衛生責任者	間島 健児	安全衛生責任者		安全衛生責任者			
	主任技術者	間島 健児	主任技術者		主任技術者			
工 事	専 門 技 術 者		専 門 技 術 者		専 門 技 術 者			
	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容			
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無		
工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日		工期	年 月 日 ~ 年 月 日		工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
工 事	(三次下請負業者)		(三次下請負業者)		(三次下請負業者)			
	会 社 名	Z組	会 社 名		会 社 名			
	代 表 者 名	山下 三郎	代 表 者 名		代 表 者 名			
	建設業許可番号	東京都-般-29第1934	建設業許可番号		建設業許可番号			
	安全衛生責任者	山下 良男	安全衛生責任者		安全衛生責任者			
	主任技術者	山下 良男	主任技術者		主任技術者			
工 事	専 門 技 術 者		専 門 技 術 者		専 門 技 術 者			
	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容			
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無		
工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日		工期	年 月 日 ~ 年 月 日		工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
工 事	(四次下請負業者)		(四次下請負業者)		(四次下請負業者)			
	会 社 名		会 社 名		会 社 名			
	代 表 者 名		代 表 者 名		代 表 者 名			
	建設業許可番号		建設業許可番号		建設業許可番号			
	安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者			
	主任技術者		主任技術者		主任技術者			
工 事	専 門 技 術 者		専 門 技 術 者		専 門 技 術 者			
	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容			
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		工期	年 月 日 ~ 年 月 日		工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

- (記入要領)
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された「届出書」に基づいて本表を作成の上、元請に届け出ること。
  - この下請負業者編成表でまとめきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。
  - 二次下請負業者を使用しない場合は、この書類は提出不要。



全ての協力会社ごとに作成する。

# 作業員名簿

( 〇 年 〇 月 〇 日 作成 )

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

作業員を雇用する会社が作成し、一次会社を通じて元請に提出する。現場代理人名でもよい。

チェック及び承認		
統括責任者	元方管理者	担当者

事業所名称 Mビル新築工事作業所  
 ・現場ID 43210987654321  
 所長名 夏川 二郎 殿

一次会社名 〇建設株式会社 ⑩  
 ・事業者ID 23456789012345  
 [退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

提出日 〇年〇月〇日  
 (二)次会社名 株式会社 Y工務店 ⑩  
 ・事業者ID 34567890123456  
 [退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

番号	ふりがな 氏名 技術者ID	職種	※	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日 種類	健康保険	建設業退職金 共済制度	親一 方等 人	外国人	教育・資格・免許			入場年月日	退職金 共済手 帳所有 の有無
				経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血圧			年金保険 雇用保険	中小企業退職金 共済制度			雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日	
1	まじまけんじ 間島健児 00001234567890	型枠大工	現職 作安	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	浦安市堀江XXXX	0473-56-XXXX	〇年〇月〇日	A		〇〇健康保険組合	〇			雇入時教育	玉掛	なし	〇年〇月〇日	建他 中無
	42年			62歳	栃木県塩谷郡藤原町滝XXX	0288-72-XXXX	116 ~ 79	厚生年金			XXX-X					職長安全衛生 責任者教育	型枠支保工 作業主任者		
2	あきたいちろう 秋田一郎 00002345678901	型枠大工	主	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	江東区大島8-15-3 当 社小名木寮	03-3683-XXXX	〇年〇月〇日	B		〇〇健康保険組合	〇			雇入時教育 建設用リフト	有機溶剤 作業主任者	なし	〇年〇月〇日	建他 中無
	35年			58歳	秋田県仙北郡角館町XXXX	0187-52-XXXX	156 ~ 90	XXX-X									〇年〇月〇日		
3	ふくしましろう 福島四郎 00003456789012	型枠大工		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	江東区大島8-15-3 当 社小名木寮	03-3683-XXXX	〇年〇月〇日	AB		〇〇健康保険組合	〇			雇入時教育 建設用リフト	型枠支保工 作業主任者	なし	〇年〇月〇日	建他 中無
	36年			65歳	秋田県仙北郡角館町XXXX	0187-52-XXXX	125 ~ 80	XXX-X									〇年〇月〇日		
4	いわてじろう 岩手二郎 00004567890123	オペレータ		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	江東区大島8-15-3 当 社小名木寮	03-3683-XXXX	〇年〇月〇日	O		〇〇健康保険組合	〇			雇入時教育 職長安全衛 責任者教	車両系建設 機械(整地)	クレーン運転士	〇年〇月〇日	建他 中無
	29年			54歳	鹿児島県川内市大神XXXX	0997-72-XXXX	120 ~ 73	XXX-X									〇年〇月〇日		
5	やまがたしんいち 山形信一 00005678901234	型枠大工	未	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	江東区大島8-15-3 当 社小名木寮	03-3683-XXXX	〇年〇月〇日	B		〇〇健康保険組合	〇			雇入時教			〇年〇月〇日	建他 中無
	1年			17歳	福島県田村郡小柳町XXX	0247-62-XXXX	105 ~ 80	XXX-X									〇年〇月〇日		
6	しゅうはくざん 周伯山 00006789012345	型枠大工	就	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	江東区大島8-15-3 当 社小名木寮	03-3683-XXXX	〇年〇月〇日			〇〇健康保険組合	〇		建設 就労者	雇入時教育	なし	なし	〇年〇月〇日	建他 中無
	3年			23歳	中国人民共和国山東省XXXX	△△△-XXX-〇〇										〇年〇月〇日			

一人親方の場合、直近上位の業者の作業員名簿に記載してよい。ただし、「事業主・一人親方等就労届」を添付する。

各作業主任者の選定にあたっては、施工する工事の内容を十分勘案して、技能講習修了者の中から選任する。

一般健康診断には、雇入時の健康診断と定期健康診断があり、労働安全衛生法第66条(安衛則第43~45条)に規定されている。  
 ・特定の有害業務(安衛法施行令第22条の業務)に従事する作業員に対し、雇入時、配置替え時及び定期に特別項目の健康診断を実施しなければならない。  
 ・定期健康診断は就業後1年以内毎に1回受診とし、有害業務従事者は6ヶ月以内毎に1回受診しなければならない。  
 ・健康診断の法定実施期間が過ぎないように管理すること。  
 ・元方事業者は健康状態を確認し、必要な指導を行う。所見有りの場合は、治療、配置替えを行う。  
 ・健康診断に関する秘密の保持(労働安全衛生法第104条)実施に関して知り得た労働者の心身の欠如その他の秘密を漏らしてはならない。  
 ○平成17年4月1日施行「個人情報の保護に関する法律」に基づき、作業員の健康情報(健康診断の結果、病歴、その他の健康に関する情報)については、適正に取り扱うこと。

外国人を使用する場合は「外国人労働者入場届」を添付する。その中に外国人建設就労者がいる場合は、さらに「外国人建設就労者現場入場届出書」

受入教育(新規入場時教育)を実施したときに日付を記入する。

初回の名簿提出後、新たに入場する作業員については逐次、追加記入する。

作業員名簿は、建設業法第24条の8及び14条の2により実質的に作成が義務付けられている。本様式では、法令による記載事項の記載を求めているが、災害発生時の緊急連絡先や作業員の健康状態及び教育・資格・免許等の把握等、関係請負人確認事項であり、リスク管理上必要な事項としている。

年少者(18才未満)を使用する場合は、元請業者の作業所長は「年齢証明書」を確認する。  
 ・その場合においても、年少者労働基準規則等により、時間外労働は制限され、危険有害業務への就労は禁止されている。  
 ・年齢証明書は「住民票記載事項証明書」で充足できる。  
 [15歳未満]  
 満15歳に達した日以降最初の3月31日が終了するまで、土木、建築その他の工作物の建設等又はその準備の事業に就労することは禁止されている。

- 現・・・現場代理人 作・・・作業主任者 ((注)2.) 女・・・女性作業員 未・・・18歳未満の作業員
  - 主・・・主任技術者 職・・・職長 安・・・安全衛生責任者 能・・・能力向上教育
  - 再・・・危険有害業務・再発防止教育 習・・・外国人技能実習生 就・・・外国人建設就労者 1特・・・1号特定技能外国人
- (注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。  
 (注)3. 事業者及び技能者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合は、当該事業所の事業者ID及び現場ID並びに当該技能者の技能者IDを記載。  
 (注)4. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。  
 (注)5. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。  
 (注)6. 資格・免許等の写しを添付すること。

- (注)7. 健康保険欄には、健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、「適応除外」と記載。  
 (注)8. 年金保険欄には、年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。  
 (注)9. 雇用保険欄には被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には、「日雇保険」と追記)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合は「適用除外」と記載。  
 (注)10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。  
 (注)11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇技能士)を有する場合は「免許」欄に記入。  
 (注)12. 退職金共済手帳所有の有無については、建退共手帳所有の場合には「建」を、中退共手帳所有の場合には「中」を、その他の手帳所有の場合には「他」を、所有していない場合には「無」を〇で囲む。  
 (注)13. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇 年 〇 月 〇 日

## 事業主・一人親方等就労届

事業所の名称           Mビル新築工事            
 所 長 名           夏川 二郎           殿

一次会社名           O建設(株)            
 (二) 次会社名           (株)Y工務店            
 代 表 者 名           山田 二郎           (印)

貴事業所における当社受注工事の施工にあたり下記の事業主・一人親方等を使用することを報告します。  
 尚、工事の施工・労務安全管理については充分監督指導を行い万全を期しますとともに、万一労災事故等  
 が発生した場合は責任をもって解決し、貴社に一切の迷惑をかけません。

会 社 名	住 所	労 災 特 別 加 入 労 働 保 険 番 号	労 災 上 積 補 償 加 入 有 無
事 業 主 ・ 親 方 名	使 用 予 定 期 間	委 託 事 務 組 合 名	補 償 金 額
(株)Y工務店	江東区大島8-15-3小名木寮	XX-X-XX-XXXXXX-XXX	有・無
福島 四郎	〇〇.〇.〇〇~〇〇.〇.〇〇	XX地区労働保険事務組合	
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

注) 1.当事業所より一次下請で工事を受注されている事業主・一人親方等も記入をお願いします。  
 2.労災特別加入者証(写)及び労災上積補償加入証書(写)を添付の事。

統括責任者	元方管理者	担当者

提出日 ○○年○月○○日

## 外国人労働者入場届

事業所の名称

Mビル新築工事作業所

一次会社名

O建設(株)

外国人受入会社名(二次)

(株)Y工務店

所長名

夏川 二郎 殿

代表者名

大山 一郎 (印)

代表者名

山田 二郎 (印)

貴事業所の工事を施工するにあたり、下記の外国人労働者を入場させますのでお届けいたします。  
 なお、当社及び当社の協力会社が外国人労働者を使用する場合は、出入国管理及び難民認定法・労働基準法・労働安全衛生法等、関連法規を遵守し貴社には一切ご迷惑をおかけしません。

### 記

番号	氏名	生年月日	性別	国籍	従事させる業務	作業所 入場期間	在留資格 (注)	在留期間 満了日
1	周 伯山	○○.○.○○	男	中国	基礎型枠組立	○○.○.○○ ~○○.○.○○	外国人建設就労者	○○.○.○○
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

(注) 建設現場で就労可能な在留資格

- ① 一号特定技能外国人(特定技能評価試験に合格、又は、技能実習2号を終了した者)
- ② 技能実習1号または2号  
ただし技能実習1号については入国後2ヶ月間(場合により1ヶ月でも可能)の講習を修了したもの
- ③ 外国人建設就労者(技能実習修了者で受入企業との雇用契約に基づき建設特定活動に従事する者)
- ④ 永住者(法務大臣から永住の許可を受けた者)
- ⑤ 日本人の配偶者等(日本人の配偶者、実子、特別養子)
- ⑥ 永住者の配偶者等(永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引続き在留している実子)
- ⑦ 定住者(法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者)

#### ※1. 添付書類

- ① 在留カード又は外国人登録証明書の写し
- ② パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)の写し
- ③ 実習実施機関と技能実習生との雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)の写し

※2. 外国人建設就労者を入場させる場合は、別紙の「外国人建設就労者現場入場届出書」を作成し提出して下さい。

※3. 技能実習生を入場させる場合は、技能実習指導員を配置し必要な安全措置を講じて下さい。

## 外国人建設就労者等建設現場入場届出書

事業所名 Mビル新築工事作業所  
 所長名 夏川 二郎

〇〇年〇月〇日

会社名 株Y工務店  
 代表者名 山田 二郎 (印)

外国人建設就労者の建設現場について下記のとおり届出ます。  
 記

## 1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	Mビル新築工事
施工場所	東京都千代田区丸の内X-X-X

## 2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合は必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者1	外国人建設就労者2	外国人建設就労者3
氏名	周 伯山		
生年月日	〇〇.〇.〇〇		
性別	男		
国籍	中国		
従事させる業務	基礎型枠組立		
現場入場の期間	〇〇.〇.〇〇~〇〇.〇.〇〇		
在留資格 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input type="checkbox"/> 特定技能
在留期間満了日	〇〇.〇.〇〇		
CCUS登録情報が最新であることの確認 ※登録義務のある者のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 (確認: 〇〇.〇.〇〇 )	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認: )	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認: )

## 3 受入企業・建設特定技能受入計画及び適正監理計画に関する事項

就業場所	関東地方		
従事させる業務の内容	型枠工事作業		
従事させる期間(計画期間)	〇〇.〇.〇〇~〇〇.〇.〇〇		
責任者(連絡窓口)	役職	取締役社長	氏名 山田 二郎 連絡先 03-XXXX-XXXX

## ○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 適正監理計画認定証
- パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 在留カード又は外国人登録証明書
- 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)

## 有資格者・免許・修了証 台帳

※一次請負業者所属以外の作業員は、一次請負業者の確認を得てください。

作業員 名簿 No.	4	ふりがな 氏名	いわて じろう 岩手 二郎	会社名	(二)次会社 株式会社 Y工務店	生年月日	昭和・平成 〇〇年 〇月 〇日
No.	資格の種類		No.	資格の種類			
1	職長・安全衛生責任者		5				
2	移動式クレーン		6				
3	車両系建設機械(整地)		7				
4			8				

No. 1

修了証の写しを添付

裏面に修了証内容が記載されている際は  
裏面も写しを添付する  
( 資格種類・修了証番号・修了年月日 )

No. 2

修了証の写しを添付

※ 使用枚数不足の場合はコピーして使用すること。

No. \_\_\_\_\_

(写)

No. \_\_\_\_\_

(写)

No. \_\_\_\_\_

(写)

※ 使用枚数不足の場合はコピーして使用すること。

チェック及び承認		
統括責任者	元方管理者	担当者

該当しない項目を抹消する。

**移動式クレーン等** 使用届  
**車両系建設機械**

〇〇年〇月〇〇日

事業所の名称 Mビル新築工事作業所 一次会社名 〇建設(株)

所長名 夏川 二郎 殿 持込会社名(二次) (株)Y工務店

代表者名 間島 健児 電話 03-0341-XXXX

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。  
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名		代表者名	
Z組(3次)		山下良男	
名称	メーカー	規格・性能	製造年
移動式クレーン	F重機(株)	25トン×10m	〇〇年
持込年月日	〇〇年〇月〇日	使用場所	基礎型砕解体現場
搬出予定年月日	〇〇年〇月〇日	資格の種類	大型1種、移動式クレーン免許
運転者(取扱者)	氏名	資格の種類	大型1種、移動式クレーン免許
自主検査	実施日	移動式クレーン等の性能検査有効期限	自動車検査証有効期限
任意保険	加入額	対人	100,000千円
		対物	3,000千円
接触防止措置等	セーフティセンサーを取り付ける		
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	[機械貸与会社から使用会社に対するメッセージ(機械貸与会社記入)] ・アウトリガーは全張出しとし、ピンを入れて下さい。 ・吊り荷の荷重を計測する場合は、エンジンをふかさず、ゆっくり巻き上げメーターを読んで ・吊り上げる反対の方向で操作して下さい。 ・AMLキーは作業所長に預けて下さい。		
元請確認欄	受付番号	受付確認者	
担当者	3	山下	

持込時の点検表

所有会社の出庫責任者でもよい。

所有会社名		代表者名						
Gリース(株)		品川 次郎						
移動式クレーン等		車両系建設機械等						
点検事項	点検結果		点検事項	点検結果				
	(a)	(b)		(a)	(b)			
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置	✓	D 安全装置	旋	回		
		過負荷防止装置	✓		バ	ケ		
		フックのはずれ止め	✓		ブ	ーム		
		起伏制御装置	✓		ア	ーム		
		旋回警報装置	✓					
	制御装置・作業装置	主巻・補巻	✓		E 作業装置	警	報	
		起伏・旋回	✓			ア	ウト	
		クラッチ	✓			リ	ガー	
		ブレーキ・ロック	✓			ヘ	ッド	
		滑	車			照	明	
	その他	フック・バケット	✓		F 走行部	操	作	
		ワイヤロープ・チェーン	✓			バ	ケット	
		玉掛用具	✓			ブ	レード	
		操作装置	✓			ブ	ーム	
		性能表示	✓			ジ	ブ	
B 車輛部(下部走行体)	走行部	照	明	G 電気装置	リ	ー		
		ブ	レー		ハ	ン		
		ク	ラ		マ	ー		
		ハ	ン		コ	ン		
		タ	イ		ン	ク		
	安全装置等	ク	ロ		ー	H その他	ワ	イヤ
		警	報		ラ		イ	ロ
		各	種		キ		フ	ェ
		方	向		ロ		ッ	ク
		前	後		ク		ラ	ッ
C ゴンドラ	左	折	チ	H その他	操	縦		
	ア	ウ	チ		タ	イ		
	昇	降	ク		イ	ヤ		
	ベ	ッ	ラ		ク	ロ		
	後	方	ー		ラ	ー		
突	り	ラ	ス					
作	業	ス						
昇	降							
電	気							
ワ	イヤ							
点検日	年 月 日	点検者	品川五郎	点検日	年 月 日	点検者		
(a)	〇〇 . 〇 . 〇〇	(b)						

- 機 械 名
- クレーン
  - 移動式クレーン
  - デリック
  - エレベーター
  - 建設用リフト
  - 高所作業車
  - ゴンドラ
  - 高所作業車
  - ゴンドラ
  - ブルドーザー
  - モーター・グレーダー
  - トラクター・ショベル
  - ずり積機
  - スクレーパー
  - スクレーパー・ドーザー
  - パワー・ショベル
  - ドラッグ・ショベル(油圧ショベル)
  - ドラグライン
  - グラブショベル
  - バケット掘削機
  - トレンチャー
  - コンクリート圧砕機
  - くい打機
  - くい抜機
  - アースドリル
  - リバース・サーキュレーショントリル
  - せん孔機
  - アース・オーガー
  - ペーパー・ドレン・マシン
  - 地下連続壁施工機械
  - ローラー
  - クローラトリル
  - ドリルジャンボ
  - ロードヘッダー
  - アスファルトフィニッシャー
  - スタビライザ
  - ロードプレーナ
  - ロードカッター
  - コンクリート吹付機
  - ボーリングマシン
  - 重ダンプトラック
  - ダンプトラック
  - ドラックミキサー
  - 散水車
  - 不整地運搬車
  - コンクリートポンプ車
  - その他

○機械を持ち込むごとに使用届を提出し、受付の後、持込機械届受理証を当該機械の見やすい所に貼付すること。  
○直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査記録表の写しを必ず添付すること。  
○任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。  
○資格を必要とする建設機械運転者等には、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

(注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。  
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。  
3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。  
4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(38)まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。  
5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。

該当しない項目を抹消する。

移動式クレーン等  
車両系建設機械

使用届

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇年〇月〇〇日

事業所の名称 Mビル新築工事作業所 一次会社名 〇建設(株)

所長名 夏川 二郎 殿 持込会社名(二次) (株)Y工務店

代表者名 間島 健児 電話 03-0341-XXXX

持込会社の現場代理人でもよい。

使用会社の現場代理人でもよい。

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名 <u>(株) Y 工務店 (二次)</u>		代表者名 <u>間島 健児</u>	
機 械	名称 <u>ドラグショベル (クレーン機能 バックホウ)</u>	メーカー <u>K機械(株)</u>	規格・性能 <u>機体重量 5t バケット容量 0.22m³</u>
持込年月日	<u>〇〇年〇月〇日</u>	使用場所	<u>基礎型枠組立現場</u>
搬出予定年月日	<u>〇〇年〇月〇日</u>	自社・リースの区別	<u>自社</u> ・リース
運転者(取扱者)	氏名	資格の種類	
	<u>(正) 岩手 二郎</u>	<u>車両系建設機械(整地等) 移動式クレーン免許</u>	
	<u>(副) 山田 四郎</u>	<u>車両系建設機械(整地等)運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許</u>	
自主検査	年次 <u>〇〇年〇月〇日</u>	移動式クレーン等の性能検査有効期限	<u>〇〇年〇月〇日</u>
	月次 <u>〇〇年〇月〇日</u>	自動車検査証有効期限	<u>年 月 日</u>
	特定 <u>〇〇年〇月〇日</u>		
任意保険	加入額	対人	<u>100,000 千円</u>
		搭乗者	<u>10,000 千円</u>
		有効期限	<u>〇〇年〇月〇日</u>
		対物	<u>3,000 千円</u>
		その他	<u>車両 5,000 千円</u>
接触防止措置等	<u>セーフティセンサーを取り付ける</u>		
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	<p>【機械使用会社に対するメッセージ(機械貸与会社記入)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷の吊り上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行うようにして下さい。</li> <li>吊り上げた荷と接触又は吊り上げた荷の落下により労働者に危険が生じるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないように安全措置を講じて下さい。</li> <li>車両系建設機械の構造及び材料に応じて定められた負荷をかけることができる最大の荷重を掛けて作業を行わないで下さい。</li> </ul>		
元請確認欄	受付番号	受付確認者	
担当者	<u>2</u>	<u>〇〇年〇月〇日</u>	<u>間島</u>

機械の呼称名を記入する。

公称性能を記入、例えばバックホウの場合、機械重量・バケット容量等を記入する。

持込会社の管理番号を記入する。

クレーン車等の年次検査日を記入する。

当該作業に必要な免許資格等を記入する。

車両系建設機械等は特定自主検査日を記入する。

車両保険等その他の保険を記入する。

機械の貸与会社が、安全作業上注意すべき事項を記入する。

元請受付番号。業者記入不要。

元請から受理証(ステッカー)をもらい、使用会社の現場代理人または安全衛生責任者がサインする。

- 機械を持ち込むごとに使用届を提出し、受付の後、持込機械届受理証を当該機械の見やすい所に貼付すること。
- 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査記録表の写しを必ず添付すること。
- 任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。
- 資格を必要とする建設機械運転者等には、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

持込時の点検表

所有会社の出庫責任者でもよい。

所有会社名 <u>(株)Y工務店</u>		代表者名 <u>間島 健児</u>							
移動式クレーン等		車両系建設機械等							
点検事項	点検結果		点検結果						
	(a)	(b)		(a)	(b)				
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置		D 安全装置	旋 回	✓			
		過負荷防止装置			バ ケ ッ ト	✓			
		フックのはずれ止め			ブ ー ム ・ ア ー ム	✓			
		起伏制御装置							
		旋回警報装置							
	制御装置・作業装置	主 巻 ・ 補 巻			E 作業装置	警 報 装 置	✓		
		起 伏 ・ 旋 回				ア ウ ト リ ガ ー	✓		
		ク ラ ッ チ				ヘ ッ ド ガ ー ド	✓		
		ブ レ ー キ ・ ロ ッ ク				照 明	✓		
		ジ ン ン				操 作 装 置	✓		
	その他	滑 車				F 走行部	バ ケ ッ ト ・ プ レ ー ド	✓	
		フ ッ ク ・ バ ケ ッ ト					ブ ー ム ・ ア ー ム	✓	
		ワ イ ヤ ロ ー プ ・ チ ェ ー ン					ジ ン ン	✓	
		玉 掛 用 具					リ ー ダ	✓	
		操 作 装 置					ハ ン マ ・ オ ー ガ ・ バ イ プ ロ	✓	
B 車輛部(下部走行体)	走行部	性 能 表 示		G 電気装置			油 圧 駆 動 装 置	✓	
		照 明					ワ イ ヤ ロ ー プ ・ チ ェ ー ン	✓	
		ブ レ ー キ					つ り 具 等	✓	
		ク ラ ッ チ					滑 車	✓	
		ハ ン ド ル					ブ レ ー キ	✓	
	安全装置等	タ イ ヤ			H その他		駐 車 ブ レ ー キ	✓	
		ク ロ ー ラ					ブ レ ー キ ロ ッ ク	✓	
		警 報 装 置					ク ラ ッ チ	✓	
		各 種 ミ ラ ー					操 縦 装 置	✓	
		方 向 指 示 器					タ イ ヤ ・ 鉄 輪	✓	
C ゴンドラ	前 後 照 灯		H その他	ク ロ ー ラ		✓			
	左 折 プ ロ テ ク タ ー			配 電 盤					
	ア ウ ト リ ガ ー			配 線					
	昇 降 装 置			絶 縁					
	ベ ッ セ ル			ア ー ス					
後 方 監 視 装 置									
突 り よ う									
作 業 床									
昇 降 装 置									
電 気 装 置									
ワ イ ヤ ・ ラ イ フ ラ イ ン									
(a) 点検日	<u>〇〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇〇</u> 日	点検者	<u>岩手 二郎</u>	(b) 点検日	年 月 日	点検者			

- 機 械 名
- クレーン
  - 移動式クレーン
  - デリック
  - エレベーター
  - 建設用リフト
  - 高所作業車
  - ゴンドラ
  - 高所作業車
  - ゴンドラ
  - ブルドーザー
  - モーター・グレーダー
  - トラクターショベル
  - ザリ積機
  - スクレーパー
  - スクレーパー・ドーザー
  - パワー・ショベル
  - ドラグ・ショベル(油圧ショベル)
  - ドラグライン
  - クラムシェル
  - バケット掘削機
  - トレンチャー
  - コンクリート圧砕機
  - くい打機
  - くい抜機
  - アース・ドリル
  - リバー・サーキュレーター・ドリル
  - せん孔機
  - アース・オーガー
  - ペーパー・ドレン・マシン
  - 地下連続壁施工機械
  - ローラー
  - クロードリル
  - ドリルジャンボ
  - ロードヘッダー
  - アスファルトフィニッシャー
  - スタビライザ
  - ロードブレーナ
  - ロードカッター
  - コンクリート吹付機
  - ボーリングマシン
  - 重タンブトラック
  - ダンプトラック
  - ドラックミキサー
  - 散水車
  - 不整地運搬車
  - コンクリートポンプ車
  - その他

(注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。  
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。  
 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。  
 4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(38)まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。  
 5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。



持込機械等 } 電動工具 } 電気溶接機 } 等 使用届

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇年〇月〇日

事業所の名称 Mビル新築工事作業所 一次会社名 〇建設(株)

所長名 夏川 二郎 殿 持込会社名 (二次) (株)Y工務店

代表者名 間島 健児 ⑩

電話 03-0341-XXXX

持込会社の現場代理人でもよい。

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

電気機器は電圧も記入する。

元請受付番号。業者記入不要。

提出会社の管理番号を記入する。

番号	機械名	規格性能	管理番号 受付番号	持込年月日 搬出予定年月日	点検者	取扱者
1	電動丸のこ	100V×450W	7-1	〇〇年〇月〇〇日	秋田一郎	秋田一郎
2	アーク溶接機	200V×7.5kW 250A	7-2	〇〇年〇月〇〇日	岩手二郎	岩手二郎
3	ウインチ	100V×750W 100kg吊り	7-3	〇〇年〇月〇〇日	宮城二郎	宮城二郎
4	コンプレッサー	200V×3.7kW	7-4	〇〇年〇月〇〇日	秋田一郎	秋田一郎
5	水中ポンプ	100V×400W 50φ×10m	7-5	〇〇年〇月〇〇日	山形信一	山形信一
6	モルタルミキサー	200V×3.7kW	7-6	〇〇年〇月〇〇日	福島四郎	福島四郎
7	ベルトコンベヤー	200V×1.0kW 350mm×7m	7-7	〇〇年〇月〇〇日	栃木六郎	栃木六郎
8	ボーリングマシン	200V×7.5kW	7-8	〇〇年〇月〇〇日	群馬七郎	群馬七郎
9	鉄筋曲げ機	200V×2.2kW ~22mm	7-9	〇〇年〇月〇〇日	埼玉八郎	埼玉八郎
10	電動チェーンブロック	100V×750W 0.5t吊り	7-10	〇〇年〇月〇〇日	秋田一郎	秋田一郎

機械の特性、その他  
その使用上注意すべき事項

・100Vの機械は3芯コードリール及び3Pコネクタ(接地極付)を準備しますので、接地極付コンセントを支給願います。  
・200Vの機器については、分電盤内の取付スイッチの指示をお願いします。

元請から受理証(ステッカー)をもらい、使用会社の現場代理人または安全衛生責任者がサインする。

元請確認欄

受付確認者

担当者 ⑩ 〇〇年〇月〇〇日 間島

持込時の点検表

点検 〇〇年〇月〇日

電動工具・電気溶接機等										
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
点検事項										
アース線	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
接地クランプ		✓								
キャップタイヤ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
コネクタ	✓		✓		✓		✓			✓
接地端子の締結	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
充電部の絶縁	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
自動電撃防止装置		✓								
絶縁ホルダー		✓								
溶接保護面		✓								
操作スイッチ	✓	✓	✓			✓		✓	✓	✓
絶縁抵抗測定値	100	20	50	100	100	50	40	100	100	100
各種ブレーキの作動			✓							✓
手すり・囲い										
フックのはずれ止め			✓							✓
ワイヤロープ・チェーン			✓							✓
滑車			✓							
回転部の囲い等	✓			✓	✓			✓	✓	
危険表示										
その他										
圧力スイッチ				✓						
安全弁				✓						
圧力弁				✓						

その他必要な点検項目を追加しチェックする。

機械名

- 1) 電動カンナ
- 2) 電動ドリル
- 3) 電動丸のこ
- 4) グラインダー等
- 5) アーク溶接機
- 6) ウインチ
- 7) 発電機
- 8) トランス
- 9) コンプレッサー
- 10) 送風機
- 11) ポンプ類
- 12) ミキサー類
- 13) コンベヤー
- 14) 吹付機
- 15) ボーリングマシン
- 16) 振動コンパクター
- 17) バイブレーター
- 18) 鉄筋加工機
- 19) 電動チェーンブロック
- 20) その他

(注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。  
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。  
3. 絶縁抵抗の測定については、測定値(MΩ)を記入すること。  
4. 持込機械届受理証を持込機械に貼付すること。

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇年 〇月 〇〇日

## 車両乗入れに関する誓約書

事業所の名称 Mビル新築工事作業所 一次会社名 O建設株式会社  
 所長名 夏川二郎 殿 使用会社名 株Y工務店  
 ( 二 次 )  
 代表者名 山田二郎 (印)  
 安全運転管理者 角田昭男

私または、私の使用人(代車を含む)が貴社の工事のため 別紙の車両 により  
会社(神田) から Mビル新築工事 作業所工事現場まで  
作業員及び資材 を輸送するに当っては、交通関係法令を遵守し、安全  
 運転を旨として事故を発生させぬよう十分注意します。

ついてはもし当方の過失により事故を発生せしめた場合は、当方においてすべての  
 解決に当たり、第三者に対する損害賠償その他につき一切を負担し、貴社に  
 対して絶対ご迷惑をおかけいたしません。

万一貴社に損害を蒙らしめた時には、ご請求あり次第その損害を賠償負担いたします。  
 以上誓約いたします。

(期限 〇〇年 〇月 〇〇日から 〇〇年 〇月 〇〇日まで)

### 使用時の遵守事項

1. 当該車両の運転には資格者をあたらせ、免許証、資格証は常時携帯させます。
2. 法令で定められている始業点検及び法定点検を確実にいき、それに伴う整備を実施します。
3. 現場内及び場外においても交通規則等を良く守り、安全運転を実施、促進します。
4. 現場内の運行経路は貴所で作成された計画書、指示書及び標識などに従います。

### ※ 注意事項 安全運転管理者を選任しなければならない場合

乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台。その他の自動車にあつては5台(但し、自動二輪車1台は0.5台として計算)以上使用する場合は、その本拠(本社、支店、営業所現場など独立した使用本拠)ごとに安全運転管理者を選任して15日以内に本拠を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

提出時に必ず年月日  
を記入する。

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇年 〇月 〇〇日

# 工 事 用 車 両 届

事業所の名称 Mビル新築工事作業所

一次会社名 O建設(株)

所 長 名 夏川二郎 殿

使用会社名 (株)Y工務店  
( 二 次 )

現場代理人 間島健児 (現場責任者)

自家用自動車5台以上を使用する  
場合、その本拠ごとに安全運  
転管理者の選任が必要。

下記のとおり車両を運行しますので、お届けいたし

使用期間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日		
所有者氏名	社有車	安全運転管理者氏名	角田昭男
車 輛	型 式	小型トラック(2t)	車 輛 番 号
	車 検 期 間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日	品川44ね61-03
運 転 手	氏 名	渡辺悦夫	生 年 月 日
	住 所	東京都北区志茂町3-72-1	
	免 許 の 種 類	普通免許	免 許 番 号
自 賠 責	保 險 会 社 名	自動火災保険(株)東京支社	証 券 番 号
	保 險 期 間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日	
任 意 保 險	保 險 会 社 名	第五火災海上保険(株)	証 券 番 号
	対 人	10,000 万円	対 物
	保 險 期 間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日	搭 乗 者
運 行 経 路	自 会社(神田) ~經由 神田橋 ~經由 馬場先門 ~至 作業所		

- (注) 1. この届出書は車両1台ごとに提出すること。
- 2. この届出書に「任意保険」の証書(写)を添付し提出すること。
- 3. マイクロバス等についても記載すること。
- 4. 運転者が変わった場合はその都度届出ること。

自賠責、任意保険欄は記載漏れのない  
こと。  
保険期間を忘れずに記入する。  
任意保険証書の写しを添付する。

※経路については、元請より指示された場合に提出する。

提出時に必ず年月日を記入する。

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇年 〇月 〇〇日

# 工 事 用 車 両 届

事業所の名称 Mビル新築工事作業所  
 所 長 名 夏川二郎 殿

一次会社名 O建設(株)

使用会社名 (株)Y工務店  
 ( 二 次 )

現場代理人 間島健児 (現場責任者)

自家用自動車5台以上を使用する場合、その本拠ごとに安全運転管理者の選任が必要。

下記のとおり車両を運行しますので、お届けいたします。

使用期間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日		
所有者氏名	社有車	安全運転管理者氏名	角田昭男
車 輛	型 式	マイクロバス	車 輛 番 号
	車 検 期 間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日	
運 転 手	氏 名	岩手二郎	生 年 月 日
	住 所	東京都江東区大島8-15-3	
	免 許 の 種 類	普通免許	免 許 番 号
自 賠 責	保 險 会 社 名	自動火災保険(株)東京支社	証 券 番 号
	保 險 期 間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日	
任 意 保 険	保 險 会 社 名	第五火災海上保険(株)	証 券 番 号
	対 人	10,000 万円	対 物
			300 万円
	保 險 期 間	〇〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日	
運 行 経 路	自 会 社 ( 神 田 ) ~ 経 由 神 田 橋 ~ 経 由 馬 場 先 門 ~ 至 作 業 所		

- (注) 1. この届出書は車両1台ごとに提出すること。
- 2. この届出書に「任意保険」の証書(写)を添付し提出すること。
- 3. マイクロバス等についても記載すること。
- 4. 運転者が変わった場合はその都度届出ること。

自賠責、任意保険欄は記載漏れのないこと。  
 保険期間を忘れずに記入する。  
 任意保険証書の写しを添付する。

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

提出時に必ず年月日を記入する。

〇〇 年 〇 月 〇 日

有機溶剤等を使用する会社名を記入する。

## 有機溶剤・特定化学物質等持込使用届

事業所の名称 Mビル新築工事  
 所長名 夏川 二郎 殿

一次会社名 O建設(株)  
 使用会社名 (二次) (株)Y工務店  
 現場代理人 (現場責任者) 間島 健児 (印)

このたび、下記の有機物質・特定化学物質等を持込・使用するのでお届けします。なお、使用に際しては、MSDS(化学物質等データシート)内容を掲示し、作業員に対して周知を行うとともに関係法規を遵守する。

使用材料	商品名	メーカー名	搬入量	種別	含有成分
	ビニボン100	関西ペイント	30kg	塩ビ塗料	トルエン・キシレン
	同上 シンナー	〃	36kg	シンナー	〃
	コボン PR 塗料液	日本ペイント	20kg	エポキシ塗料	トルエン・MIBK
	同上 硬化剤	〃	20kg	〃	アシン類
	コボン P シンナー	〃	40kg	〃	トルエン・MIBK
使用場所	倉庫棟地下1階				
保管場所	事務所横材料置場に専用のコンテナハウスを設置	使用機械又は工具	ハケ塗りまたはローラー塗り		
使用期間	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (予定)				
作業主任者等	氏名 <u>秋田 一郎</u> 作業手順書 添付 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ) ・ 無 )	使用会社の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任する。			
MSDS	MSDS 添付 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ) ・ 無 )				
換気等対策	塗装開始から乾燥するまで、送風機にて送排気する。(エポキシ塗料の場合)				書ききれない場合は「別紙の通り」と記載し資料を添付する。

- (注) 1. 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表等から写しを記入して下さい。  
 2. 危険物とは、ガソリン、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいいます。  
 3. 有害物とは、塗装、防水などに使用する有機溶剤、特定化学物質などをいいます。

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

火気を使用する会社が作成し、一次の会社通して元請に申請する。

〇〇年 〇月 〇〇日


## 火気使用願

事業所の名称 Mビル新築工事

一次会社名 O建設(株)

所長名 夏川 二郎 殿

使用会社名 (株)Y工務店  
(二次)

現場代理人 間島 健児 (現場責任者) 

下記の要領で火気を使用いたしたく許可願います。なお、火気使用の終了時には、必ずその旨報告致します。

使用場所	<u>セパ溶接</u>		
使用目的	<u>溶接</u> 、溶断、圧設、防水、乾燥、採暖、湯沸、炊事、その他( )	使用期限	〇月 〇日 ~ 〇月 〇日
		使用時間(原則)	8時 30分 ~ 17時 00分
火気の種類	<u>電気</u> 、ガス、灯油、重油、木炭、薪、その他( )		
管理方法	<u>消火器</u> 、防火用水、消火砂、防災シート、受皿、 <u>標識</u> 、 <u>監視</u> 、取扱上の注意( )		
火元責任者 (後始末巡回者)	<u>小松 一三</u>		
火気使用責任者	<u>中山 正</u>		
※使用目的、火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲んでください。			
許可第 <u>2</u> 号	(許可年月日) 〇〇年 〇月 〇〇日		
火気使用許可	防火管理者	<u>秋島 五郎</u>	
	担当係員	<u>佐藤 実</u>	
許可条件	1.作業場所には消火器を設置すること。 2.作業終了後は火がないことを確認すること。		

元請使用欄。  
下請業者記入不要。

押印の上、写しを申請会社に渡して指示内容の確認をする。

※毎日時間で管理する場合は、この様式を参考にして書式を作成して下さい。

〇〇年度( 〇〇年 〇月～ 〇〇年 〇月)安全衛生管理計画書

チェック及び承認

統括責任者	元方管理者	担当者

事業所の名称 Mビル新築工事作業所

所長名 夏川 二郎 殿

	役員名	氏名
安全衛生管理体制	担当役員	副社長 大山 二郎
	雇用管理責任者	総務部長 鈴木 四郎
	総括安全衛生管理者	
	安全管理者	
	衛生管理者	
	安全衛生推進者等	谷口 六郎
	工事担当責任者	工事部長 山本 五郎

〇〇年 〇月 〇日

基本方針	1. 本支店・作業所の安全衛生管理体制を確立し、ゼロ災害を達成す
	2. 安全衛生教育及び健康診断の計画的実施。

(摘要) 常時使用する労働者数  
 →100人以上の場合 → 総括安全衛生管理者を選任する  
 → 50人以上の場合 → 安全管理者、衛生管理者、産業医を選任する  
 → 10人以上の50人未満の場合 → 安全衛生推進者(又は衛生推進者)を専任する

会社名 〇建設株式会社 (印)

重点施策	実施項目	目標	担当	年間(年度)スケジュール												実施上の留意点	元請指導欄	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 安全衛生管理体制の確立・強化	1-1 年度安全衛生管理計画書の作成		安全衛生担当者														年度始め作成	
	1-2 安全衛生委員会の定期的開催	毎月1回	全安全衛生委員	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	委員の構成・業務の明確化	
	1-3 本支店管理者の作業所パトロールの実施	対象作業所毎月1回	社長、取締役、部長 安全衛生担当者	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	トップ管理者の積極的実施	
2. 安全衛生教育の計画的実施	2-1 雇入、作業変更時教育の徹底	随時	(雇用管理責任者)														テキストの作成・選定	
	2-2 職長教育の実施	年5回	(安全衛生担当者)			○		○		○		○		○			外部講師依頼	
	2-3 技能講習・特別教育の派遣・実施	年5回	〃		○		○		○		○		○					
	2-4 K・Y・M講習会への派遣	随時	〃														講習機関・講師の選定	
3. 安全衛生教育の計画的実施	3-1 安全施工サイクルの実施	80%普及	安全衛生責任者	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	作業員の積極的参加	
	3-2 K・Y活動の活性化	〃	(又は作業責任者)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	〃	
	3-3 作業標準の作成と完全遵守	〃		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	元請との打合せ合意	
	3-4 元請との打合、会合への積極的参加	全作業所徹底		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	工事打合せ安全協議会	
4. 健康診断の完全実施	4-1 雇入時健康診断の実施	随時	雇用管理責任者	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	健診機関の指定	
	4-2 定期健康診断の実施	年1回	〃							○							〃	
	4-3 特殊健康診断の実施 (じん肺・振動病等)	随時	〃	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	〃	
5. 年間行事	5-1 全国安全週間(準備月間)	6月～7月	安全衛生担当者			←	←											
	5-2 全国衛生週間( 〃 )	9月～10月	〃						←	←								
	5-3 年末年始災害防止	12月～1月	〃										←	←				
	5-4 安全大会	6月～	〃			○												

統括責任者	元方管理者	担当者

事業所の名称 Mビル新築工事作業所

所長名 夏川 二郎 殿

会社名 O建設株式会社

現場代理人 (現場責任者) 中島 明 (印)

〇〇 年 〇 月 〇 日 作成

この欄には、工事安全衛生方針として、施工する工事の安全衛生を確保するための、基本的な考え方を示す。

この欄には、工事安全衛生目標として、工事安全衛生方針に基づいて、施工する工事の工事期間において、確保すべき実施事項の安全衛生の水準を示す。

## 工事安全衛生計画書

この欄には、施工する工事で実施する安全施工サイクルに関する各種の日常の安全衛生活動を示す。

工事安全衛生方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社及び作業所の安全衛生ルールを遵守</li> <li>・ 特定した危険有害要因に対しての実施事項 (除去・低減策) の実施</li> <li>・ 作業開始前、作業中の安全状態の指差し確認</li> </ul>
工事安全衛生目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墜落危険作業では安全帯を使用 (使用率 100%) する。</li> <li>・ 移動式クレーン災害ゼロの実現のため、移動式クレーンの旋回範囲への立入禁止、アウトリガーの張出し、適正な玉掛けを徹底する。</li> <li>・ KY 活動における「私たちはこうする」を全員で遵守し、不安全行動を排除する。</li> </ul>

工種	工種別工事期間				日常の安全衛生活動
	7月～9月	10月～11月	11月～12月	1月	
基礎型枠組立・解体工事	←→	←→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全ミーティング</li> <li>・KYK</li> <li>・作業中の指揮・監督</li> <li>・安全工程打合せ会</li> <li>・終業時片付け</li> <li>・作業終了報告</li> </ul>
1F型枠組立・解体工事		←→			
2F型枠組立・解体工事			←→		
3F型枠組立・解体工事				←→	
資機材・保護具・資格の区分/その種類					
主な使用機械設備	移動式クレーン、積載型トラッククレーン				この欄には、施工する工事に必要とする主要な資機材、保護具、資格を示す。  次頁の見積り基準を参考にリスクを見積り、リスクレベル(優先度)を判定する。
主な使用機器・工具	ハンマ、丸のこ、玉掛ワイヤロープ				
主な使用資材	型枠用合板、単管、サポート				
使用保護具	保護帽、安全帯、安全靴、手袋(軍手・革)				
有資格者・配置予定者	移動式クレーン運転免許者、玉掛技能講習修了者、型枠支保工作業主任者、合図者				

この欄には、工事(作業)の種類と工事(作業)予定の期間を示す。

この欄には、施工する工事に必要とする主要な資機材、保護具、資格を示す。

1. 危険性又は有害性の特定		2. リスクの見積り			3. リスク低減措置内容の検討	
作業区分	予測される災害(危険性又は有害性)	可能性(度合)	重大性(重篤度)	見積り	リスクレベル	リスク低減措置
移動式クレーンの設置	クレーンの設置場所の地盤状態が悪く、クレーンが転倒する。	2	2	4	3	① 設置地盤に凸凹、傾斜等がある場合は、地盤を整地するか角材等により水平にする。 ② 地耐力不足の場合は、地盤改良、敷き鉄板等で補強する。
	アウトリガーの張り出しが不十分なため、転倒する。	3	2	5	4	① アウトリガーをすべて張り出すこと。 ② モーメントリミッターの自動停止装置機能は解除しない。
移動式クレーン作業	ブームが高圧線に接近しすぎ、又は接触して玉掛け者等が感電に巻き込まれる。	2	3	5	4	① ブームと高圧線との隔離距離を保つ。 ② 電線の防護を行う。 ③ 吊り荷の移動経路に電線等の障害物がないかを確認する。
	合図が伝わらずに、ブームが足場に接触する。	2	2	4	3	① 合図が見えにくい場合は、無線を使用する。
	立ち入り禁止措置が行われていないため、旋回した時、カウンターウェイトに挟まれる。	3	3	6	5	① クレーンの周囲を立ち入り禁止とする。 ② 安全衛生教育を徹底する。 ③ 旋回時にブザーが鳴るクレーンを使用する。
玉掛け作業	玉掛けワイヤを掛ける時、荷が荷崩れし、荷に挟まれる。	2	1	3	2	① 吊り荷の間に指を入れない。 ② 吊り荷が動かない状態かを確認する。
	荷の重心の取り方が悪く、荷ぶれを起こし、荷が激突する。	2	2	4	3	① 吊り荷の重心は2方向から目視し、玉掛けワイヤは2本吊り、吊り角度は60度以内で玉掛けする。 ② 地切りは20～30cm巻き上げ、荷の重心、ワイヤの掛かり具合を点検する。
	重量目測違いで玉掛けワイヤが切断し、荷が落下して下敷きになる。	3	3	6	5	① 吊り荷の目測重量が不明な場合は、職長又は元請社員に確認し、重量の6倍以上の吊り能力を有するワイヤを使用する。 ② 1トン以上の吊り荷には、事前に重量を表示する。 ③ 吊り荷に介錯(かいしゃく)ロープを付け、荷の誘導は吊り荷から3m以上離れ介錯(かいしゃく)ロープで誘導する。 ④ 吊り荷が通過する旋回範囲から全ての作業者を退避させる。

この欄には、自社の各級管理者の職名・氏名を示す。

この欄には、再下請会社の工事関係者の職名・氏名・回数・再下請会社名を示す。

職名		氏名		再下請会社の関係者の職名・氏名・会社名等		
店社	安全衛生担当責任者	鈴木 四郎		職名	氏名	再下請会社名
	工事担当責任者	山本 五郎		職長	間島 健児	二次 (株)Y工務店
事業所	現場代理人	大沢 常男		職長	山下 良男	二次 Z組
	安全衛生責任者	中島 明				次
	職長	中島 明				次

この欄には、元請工事業者に提出する書類名をチェックし、その書類を別途、提出します。これ以外の書類があれば適宜、その書類名を記載し、別途提出します。

元請工事業者提出書類一覧				注) □は、レ点でチェック。
<input checked="" type="checkbox"/> 再下請負通知書	<input checked="" type="checkbox"/> 下請業者編成表	<input checked="" type="checkbox"/> 作業員名簿	<input type="checkbox"/> 持込機械等( )使用届	
<input checked="" type="checkbox"/> 持込機械等(移動式クレーン)使用届	<input type="checkbox"/> 持込機械等(車両系建設機械)使用届	<input checked="" type="checkbox"/> 持込機械等(電動工具)使用届	<input type="checkbox"/> 持込機械等(電気溶接機)使用届	
<input checked="" type="checkbox"/> 工事用車両届	<input type="checkbox"/> 危険物・有害物持込使用届	<input type="checkbox"/> 火気使用届	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 送出し教育実施報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 新規入場時教育実施報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> (移動式クレーン)作業計画書	<input type="checkbox"/> ( )作業計画書	<input type="checkbox"/> ( )作業手順書	<input checked="" type="checkbox"/> (型枠工事)作業手順書	
<input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



鈴縫工業(株) 様式第17号

見積り基準を基にした危険性の評価

重篤度 可能性の度合	1 軽 微 (不欠災害)	2 重 大 (休業災害)	3 極めて重大 (死亡・障害)
1 ほとんどない (注意しなくてもほとんど 負傷しない)	2 (問題は少ない)	3 (多少問題がある)	4 (かなり問題がある)
2 可能性がある (注意していないと負傷す る)	3 (多少問題がある)	4 (かなり問題がある)	5 (重大な問題がある)
3 極めて高い (よほど注意力がないと負 傷する)	4 (かなり問題がある)	5 (重大な問題がある)	6 (直ちに解決すべき 問題がある)

危険性又は有害性の評価と優先度の判定基準 (例)

危険性の見積り	評 価	優先度 (リスクレベル)	判 定
6	直ちに解決すべき問題がある	5	即座に対策が必要
5	重大な問題がある	4	抜本的対策が必要
4	かなり問題がある	3	何らかの対策が必要
3	多少問題がある	2	現時点では必要なし
2	問題は少ない	1	対策の必要なし

統括責任者	元方管理者	担当者

## 年少者及び高齢者就労報告書

〇〇 年 〇 月 〇〇 日

事業所の名称 Mビル新築工事所長名 夏川 二郎 殿一次会社名 〇建設(株)会社名( )次 (株)Y工務店代表者名 山田 二郎 (印)

貴作業所の工事を施工するにあたり、下記の者を当社の責任において就労させますので、報告します。原則的には高所作業や重労働作業等危険有害業務の就労は避け、適正な配置をします。やむを得ず就労させる場合は職長の指揮により、安全措置等を講じて就労させます。

## 記

報告項目		氏名	生年月日	年齢 (満)	職種	作業内容
年少者	高齢者					
○		山形 信一	〇〇・〇・〇	17	型枠大工	基礎型枠組立
	○	福島 四郎	〇〇・〇・〇	65	型枠大工	基礎型枠組立
			・	・		
			・	・		
			・	・		

- 18才未満の年少者、65才以上の高齢者を就労させる場合、提出する。
- 該当者がいない場合、報告書の提出は必要ない。

## &lt;年少者について&gt;

- ① 満15才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。(労基法56条)
- ② 18才未満の者については、年齢を証明する書類を備え付けが必要である。(同第57条)
- ③ 18才未満の者を深夜勤務(22:00～5:00)に使用してはならない。(同第61条)
- ④ 報告書には次の書類の原本を元請社員の確認後、写しを同時に添付する。  
※ 証明書とは: 年齢を証明する戸籍証明書・運転免許証・健康保険証など
- ⑤ 年少者就労届及び承諾書を提出する。

統括責任者	元方管理者	担当者

〇〇 年 〇 月 〇〇 日

## 年少者就労届及び承諾書

事業所の名称 Mビル新築工事作業所

所 長 名 夏川 二郎 殿

一次会社名 〇建設(株)

直接雇用会社名 ( 二 次 ) 株Y工務店

現場代理人 (現場責任者) 間島 健児 (印)

年齢を証明できるものであればよい。

下記の者は満18才未満につき戸籍証明書を提出し、就労させますのでお届けいたします。

記

就 業 者

氏 名 山形 信一

生年月日 〇〇 年 〇 月 〇〇 日 ( 17 歳)

上記の未成年者に関し、労働基準法・年少者労働基準規則就業規則を遵守させ、当該作業所に就労させる事を承諾します。

〇〇 年 〇 月 〇〇 日

親 権 者

氏 名 山形 信吉 (印)

※ 年齢証明書は、戸籍証明書、住民票記載事項証明書、運転免許証、健康保険証など、年齢が確認できるものです。

元請確認印	統括管理者	担当者	下請確認印	安全衛生責任者	教育担当者

## 新規入場者アンケート・誓約書

※ 下記に記載された個人情報、作業員の適正配置、安全衛生管理、災害発生時の連絡、取得資格確認に使用し、他の目的には使用しません。

実施日 ○○年 ○月 ○○日

作業所名 Mビル新築工事作業所

氏名	間島 健司		男・女	生年月日	昭・平	○○年 ○月 ○日	満 62 才
現住所	千葉県浦安市堀江XXXX			電話	0473-56-XXXX		
緊急連絡先	栃木県塩谷郡藤原町滝XXXX		続柄(妻)	電話	0288-72-XXXX		
所属会社 (賃金をもらっている会社)	○建設株式会社 (1次下請)	株式会社Y工務店 (2次下請)	雇用契約を取り交わしていますか 1. いる (○○年 ○月 ○日) 2. いない				
「職種」は何ですか	型枠大工		一人親方または中小事業主ですか	はい・いいえ			
「職長」の氏名は	間島 健司		上の欄で「はい」に○を付けた方 労災特別加入していますか	はい・いいえ			
これまであなたが経験した作業は	1. 職名 型枠大工 41年 月		2. 職名 年 月				
外国人 の場合	国籍	在留資格は何ですか	①一号特定技能②技能実習③建設就労者④永住者⑤定住者⑥日本人の配偶者等⑦永住者の配偶者等	在留カード(又は外国人登録証明書)・旅券を所持していますか	はい・いいえ	在留期間満了日	年 月 日
通勤の方法は	1. 自分の車(車番 12-34)		2. 会社(職長)の車(車番 )		3. 車以外(自転車 徒歩)		
現在、病気・けが等により治療、投薬を受けていますか	1. はい(病名: )		2. いいえ				
最近、あなたが受けた健康診断はいつですか	1 年 月 日		2. 定期・特殊				
あなたの血液型は何型ですか	A B O Rh+ Rh-	血圧は	(最高値 116 最低値 79 )	健診時			
			(最高値 118 最低値 80 )	入場時			
職長安全衛生責任者教育	○○年 ○月 ○日 修了						
取得資格	1. 地山掘削 2. 土止め支保工 3. 型枠支保工組立等 4. 足場組立等 5. 鉄骨組立等 6. 木造建築物組立等 7. コンクリート造工作物解体等 8. はい作業 9. ずい道等の掘削 10. ずい道等の覆工 11. 酸素欠乏危険(第一種) 12. 酸素欠乏・硫化水素危険(第二種) 13. 特定化学物質等 14. 有機溶剤取扱い 15. 木材加工用機械 16. 石綿取扱い 17. コンクリート破砕器 18. 鋼橋架設 19. ガス溶接 20. 高圧室内作業 21. その他 ( ) 1. クレーン(5t以上) 2. 移動式クレーン(5t以上) 3. 発破技士 4. 火薬類取扱保管責任者(甲・乙) 5. 潜水 6. 危険物取扱者(甲・乙・丙) 7. 電気工事士(第一種・第二種) 8. その他( ) 1. 床上操作式クレーン(5t以上) 2. 移動式クレーン(1t以上5t未満) 3. 玉掛け(1t以上) 4. ガス溶接 5. フォークリフト(1t以上) 6. 不整地運搬車(1t以上) 7. 高所作業車(10m以上) 8. 車両系建設機械3t以上(整地、運搬、積込、掘削用機械) 9. 車両系建設機械3t以上(解体用) 10. 車両系建設機械3t以上(基礎工用機械) 11. その他( ) 1. クレーン(5t未満) 2. 移動式クレーン(1t未満) 3. ゴンドラ 4. 巻上げ機 5. 建設用リフト 6. 車両系建設機械3t未満(整地、運搬、積込、掘削用) 7. 車両系建設機械3t未満(解体用) 8. 車両系建設機械3t未満(基礎工用) 9. 車両系建設機械(杭打機の作業装置) 10. 車両系建設機械(自力で不特定の場所に自走できない杭打機、杭抜機) 11. 車両系建設機械(締固め用・ローラー) 12. コンクリートポンプ車作業装置 13. ボーリングマシーン 14. フォークリフト(1t未満) 15. 不整地運搬車(1t未満) 16. 高所作業車(10m未満) 17. 石綿使用建物等解体 18. 特定粉じん 19. ずい道坑内 20. アーク溶接 21. 酸素欠乏危険 22. 電気取扱 23. 研削といし 24. 立木の伐採 25. 玉掛け(1t未満) 26. 巻き上げ機(ウインチ) 27. 足場の組立 28. フルハーネス型安全帯 29. その他( )						

## 安全衛生教育項目

1. 工事概要と場内状況(危険立入り禁止区域・安全通路等) (作業所遵守規則 1 を説明)
2. 安全管理方針と作業所の行事について (口頭で説明)
3. 作業開始前の安全の心得について (作業所遵守規則 2 を説明)
4. 安全作業の心得について (作業所遵守規則 3 を説明)
5. 整理・整頓・清掃について (作業所遵守規則 4 を説明)
6. 品質、環境マネジメントシステムの取組みについて (作業所遵守規則 5 を説明)
7. その他(休憩所・喫煙所・事務所・宿舎等)について (口頭で説明)

以上について、新規入場者教育を受けましたので、各安全衛生教育項目を遵守し、安全に作業することを誓います。

○○年 ○月 ○○日

新規入場者教育受講者 氏名 間島 健司  
(自署署名)

# 作業所 遵守規則

Mビル新築工事作業所

作業所

作業所長

夏川 二郎



1	<p>[工事概要について]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事略称</li><li>2. 工 期      ○○年 ○ 月 ○○日より ○○年 ○ 月 ○○日まで ○○年 ○○カ月</li><li>3. 概 要</li></ol>
2	<p>[作業開始前に行なうべきこと]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 作業所就業時間は 8 時 00 分 ~ 17 時 00 分まで</li><li>2. 朝礼は 毎朝 8 時 15 分 ~ ( 15 前 )で行うので、必ず参加のこと。</li><li>3. 作業開始前点検(服装・保護具・安全設備等)、KYミーティング(作業内容・作業手順・危険予知活動・指差唱和)は必ず行うこと。</li><li>4. 持込重機械は、職員の検査を受け、持込み機械届け許可証(ステッカー)を貼付け、点検表に記録してから使用すること。</li><li>5. 機械・工具等の作業開始前点検を行う。(点検表に記録する)</li><li>6. 手すり、足場等の安全設備は点検してから使用すること。(点検表に記録する。不備がある場合は是正する。または、元請職員に報告する。)</li></ol>
3	<p>[安全作業の心得について]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 災害ゼロはあなたのため、家族のためです。作業所の規律を守り作業すること。</li><li>2. 保護帽のアゴ紐はきちんと締め、作業に適した服装で必要な保護具を使用すること。</li><li>3. 危ないと思う作業は直ちに中止して、職長又は作業主任者に連絡する事。</li><li>4. 開口部は必ず手すり、足場等を確認して作業すること。(点検表に記録する)</li><li>5. 手すり等安全設備は、勝手に外さないこと。(必要な場合、開口許可証をもらう)</li><li>6. 指示された作業及び高所作業では、必ず安全帯を着用し、使用すること。</li><li>7. 作業指示以外の作業は行わず、指示と違った状況の時は、すぐ作業を中止して職長へ連絡すること。 (作業変更時のルール参照)</li><li>8. 安全通路、開口部の周囲、路肩付近に資材、材料を積まないこと。</li><li>9. 玉掛け作業は必ず有資格者が行う。一本吊りは禁止する。</li><li>10. 電気配線は勝手に行わず職長に連絡すること。</li><li>11. 車輛、重機械等の稼動中、周囲の通路は誘導者の指示に従って通行すること。</li><li>12. 立入り禁止標示のしてある作業箇所内には、関係者以外立ち入らないこと。</li><li>13. 資格を必要とする作業は有資格者で行うこと。(資格証を携帯する)</li><li>14. くわえタバコ作業、歩行は厳禁です。決められた灰皿の設置場所で喫煙すること。</li></ol> <p>※ その他の作業所での追加事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>停車している車両には必ず輪止めを行うこと。</u></li><li>2. _____</li><li>3. _____</li></ol> <p>[当作業所の安全重点項目]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>墜落危険作業では安全帯を着用</u></li><li>2. <u>移動式クレーンの旋回範囲への立入禁止</u></li><li>3. <u>適切な玉掛けと、3・3・3運動の実施</u></li><li>4. _____</li></ol>
4	<p>[整理・整頓・清掃について]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 自分の作業場所の後片付け及び清掃を作業終了後に行うこと。毎日 13 時 00 分</li><li>2. 毎週( 金 )曜日、16 時 00 分より一斉清掃を行う。全員参加すること。</li></ol>
5	<p>[品質・環境マネジメントシステムについて]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 新規入場者教育及び、朝礼、安全衛生協議会等で、品質・環境マネジメントシステムの教育を受け、システムの定着に協力すること。</li><li>2. 施工図・施工要領書を遵守して作業すること。</li><li>3. 毎日の安全・工程作業打合せには、必ず出席すること。(職長・安全衛生責任者)</li><li>4. 必要以上の騒音、振動を出さないように作業する。又、作業所に近接して住宅等がある場合は、不用意な大声や音を出さないこと。</li><li>5. 使用機械は出来る限り排気ガス対策型を使用し空ふかしをやめ、使用しない時は、エンジンをストップを励行すること。</li><li>6. 産業廃棄物の適正処理(指定場所への分別)及び減量化を徹底すること。</li><li>7. 緊急時の連絡方法、避難経路図を掲示物にて確認し、また緊急時の資材・機材(消火器等)の設置場所を確認し、作業所内で異変(災害・火災等)を発見したら、職員に連絡し指示を仰ぎ行動すること。</li></ol>

## 労働基準法（年少者に関する法令）

事 項	内 容	規則条項
最 低 年 齢	満15才に達した日以後、最初の3月31日が終了しない児童を使用してはいけない。	労基法56条
年少者の証明書	満18才に満たない者については戸籍証明書を備え付ける。	労基法57条
労働時間及休日	<p>① 休憩時間を除き修学時間を通算して1週間について40時間を超えて労働させてはならない。</p> <p>1週間の各日については休憩時間を除き修学時間を通算して1日について7時間を越えて労働させてはならない。</p> <p>② 上項の労働時間を越えない範囲内において1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において他の日の労働時間を10時間まで延長することができる。</p> <p>③ ①の項目の労働時間を越えない範囲内において1週間について、48時間1日について8時間を越えない範囲内で労働することができる。</p> <p>④ 深夜業(午後10時～午前5時)に使用してはいけない。ただし交替制のときは満16才以上の男子は使用できる。</p>	<p>労基法60条</p> <p>労基法61条</p>
就業制限	<p>【業務に就かせてはいけない作業】</p> <p>① 重量物を取扱う作業</p> <p>② 坑内の作業</p> <p>③ 土砂崩壊のおそれのある場所、深さ5m以上の地穴での作業</p> <p>④ 高さ5m以上で墜落の危害を受けるおそれのある場所での作業</p> <p>⑤ 足場の組立、解体、変更作業（地上、床上での補助作業は除く）</p> <p>⑥ 胸高直径35cm以上の立木の伐採の作業</p> <p>⑦ 著しく塵埃、粉末、有害ガス、有害放射線を発散する場所での作業</p> <p>⑧ 高温、低温及び異常気圧下の場所</p> <p>⑨ 深夜労働</p> <p>（満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16歳以上の男性については、この限りでない。）</p>	<p>労基法61条</p> <p>労基法62条</p> <p>労基法63条</p>